頼利で ので、必要事項をハガキ)」を同封い なお、 **青兼自動払込利用申込書です。「町税等口座振替依なお、納付は口座振替が便** ||民課 を記入の たします

表

平成29年度		
軽減割合	軽減対象の基準	
7割軽減	33万円以下	
5割軽減	33万円+(27万円× 国保加入者数)以下	
2割軽減	33万円+ (49万円× 国保加入者数)以下	

付をお願い は 7 月 知書は71 しますので、納期限までの納翌年2月まで毎月納期が到来 31日(月)で、 国保税の第1 いします 祝の第1期の納期甲旬に発送いたし度の国保税納税通 その後は、

国保税の納期につい て

象世帯が拡大されます。 平成29年度はこの軽減の基 準が表のとおり改正され、対 整が表のとおり改正され、対 合計額)に応じて、均等割額帯主及び国保加入者の所得の国保税は世帯の所得額(世 (加入者1人につき課税)合計額) に応じて、均等割

改入正院

時の

食

費

居住

費

ഗ

など ●保健事業

石町になり

# されます国保税の軽減範囲が拡大

また、同一世帯内に健康保 合は、異動後14日以内に届出 をしていただく必要がありま す。届出がなされないと、二 重で保険税がかかる恐れがあ りますので忘れずに届出をお

請届出先は、これまで通り鏡んの医療の受け方は変わりません。保険税の納付や各種申せん。保険税の納付や各種申また、財政運営の仕組みは

ź

るをご覧ください。

らください。

いては表

覧ください。 詳細は表45

おが 10

行わわる

し表5をご おれます。

軽減割合 軽減対象の基準 7割軽減 33万円以下 33万円+ (26.5万円 5割軽減 ×国保加入者数)以下 33万円+ (48万円× 2割軽減 国保加入者数) 以下

、 、 、 、 、 、 、 、 の う ち 一 定額を自己負担しま で 。 また、 6 歳以上の方が癖 が を は 別に、 食費

居療ま

平成28年度

### 高齢受給者証を更新します

国保に加入している70歳~74歳 の方に交付している「高齢受給者 証」は、毎年8月1日に更新しま すので、新しい受給者証を7月下 旬に郵送します。

8月1日以降に医療機関等を受 診するときには、必ず、保険証と 一緒に新しい受給者証を提示して ください。なお、有効期限切れと なった受給者証は、税務町民課の 窓口までお持ちください。

表4		食費 (1食につき)	
所得区分		平成30年3月 診療分まで	平成30年4月 診療分から
下記以外の方		360円	460円
住民税 非課税世帯 低所得者 II	90日まで の入院	210円	210円
	90日を超える入院	160円	160円
低所得者I		100円	100円

### 表3

定額を自己負担

月診療分

て は 平

居住費につ

から、 つ します。

	l	<u> </u>			
		平成30年度からの福島県と	- 鏡石町の役割		
月 う		福島県の役割 財政運営の責任主体となり、安定的 な財政運営や効率的な事業の確保等の 国保運営の中心的な役割を担います。	<b>鏡石町の役割</b> 被保険者と関係する事業を引き続き担います。		
		●市町村ごとの納付金の額を決定 ●給付に必要な費用は全額市町村に交付 ●市町村が行った保険給付の点検や調整 ●国保の運営方針(県内の統一的方針) を定め、市町村の事務の効率化・標	●資格管理(保険証の発 行等) ●保険給付 ●保険税率の決定 ●保険税の賦課・徴収		

食費 や薬

### 表5

平成29年9月診療分まで	
区分	居住費 (1日につき)
医療区分Ⅰ	320円
医療区分 II 、II (入院医療の必要 性の高い方)	0円
医療区分Ⅱ、Ⅲ 指定難病患者	0円

平成29年10月診療分から 平成30年3月診療分まで	
区分	居住費 (1日につき)
医療区分I	370円
医療区分 II、II (入院医療の必要 性の高い方)	200円
医療区分Ⅱ、Ⅲ 指定難病患者	0円

準化を推進

平成30年4月診療分から		
区分		居住費 (1日につき)
医療区分I		370円
医療区分 (入院医療 性の高い	の必要	370円
医療区分 指定難病		0円

など

### 加入者みんなで助け合う一

## 国民健康保険制度が改正されます

国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて、加入者みんなで助け合う制度です。ここでは、平成 29年度以降に実施される、国民健康保険制度の改正などについてお知らせします。

て限度額を超えたときには、 場合、 **8**月 合、医療費と介護費の年額に介護保険の受給者がいる、医療費が高額になった世高額介護合算療養費制度と 翌年7月) を合算

# 合 70 算 歳 算療養費制度の改正歳以上の方の高額介護

77月診療)から、 7月診療)から、 自己負担額が、 一部引き上げら れることになり ました。詳細は ました。詳細は フャ 3.

# 自己負担額となりまで高額療養費の支額は、過去1年間に額を養費の支額は、過去1年間に 1をご覧ください った場合の、4回目以降の高額療養費の支給が4回は、過去1年間に同じ世票なお、表1中【 】内の全 ます。 の回帯金

ことになりました。学が、段階的に引き上げの歳以上の方の自己平成29年8月診療 が申請により支給される制、自己負担限度額を超えたに支払った医療費が多いと高額療養費制度とは、1カ に支払った医療 の方の自己負 療分 詳細は表 上げられる が多 から、

度です。

分が



費制度の改正の意の高額療養

# から都道府県に移行国保の運営主体が市 市 町村

同保険者となって運営する形都道府県と市町村がともに共都道府県と市町村がともに共るの年度からは国保は現在、市町村がそれ に変更されます。 -成30年度からの都道府県

### 表2

年度分

成

30

21-		
平成30年7月診療分まで		
所得区分	限度額	
現役並み所得者	67万円	
一般	56万円	
低所得者Ⅱ	31万円	
低所得者I	19万円	

平成30年8月診療分から		
	所得区分	限度額
690万円以上		212万円
税所	380万円以上 690万円未満	141万円
得	145万円以上 380万円未満	67万円
—般		56万円
低所得者Ⅱ		31万円
低所得者 I		19万円

平成29年7月診療分まで		
	一	京刀 6 C
区分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
現役並み所得者 (医療費の自己負担 割合が3割)	44,400円	80,100円+ (医療費の総額-267,000円) ×1% [44,400円]
一般	12,000円	44,400円
低所得者 Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

	平成29年8月診療分~平成30年7月診療分まで		
区分	外来 (個人単位) の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額	
現役並み所得者	57,600円	80,100円+ (医療費の総額-267,000円) ×1%【44,400円】	
一般	14,000円 (年間上限額144,000円) ※	57,600円【44,400円】	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者I	8,000円	15,000円	

	平成30年8月診療分から			
	区分	外来 (個人単位) の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額	
課	690万円以上		252,600円+ (医療費の総額-842,000円) ×1%【140,100円】	
税所	380万円以上 690万円未満		167,400円+ (医療費の総額-558,000円) ×1% 【93,000円】	
得	145万円以上 380万円未満		80,100円+ (医療費の総額-267,000円) ×1%【44,400円】	
	一般	18,000円 (年間上限額144,000円) ※	57,600円【44,400円】	
	低所得者 Ⅱ	8,000円	24,600円	
	低所得者 I	8,000円	15,000円	

※年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。